

都民のための食肉処理場を整備するまで八王子食肉処理
場の継続的運営を求める意見書

現在、東京都には、都立芝浦屠場があるが、この施設は、都内の零細畜産農家の経営実態に合っていないため、都内の零細畜産農家は、八王子市内にある都内唯一の民営と畜場である八王子食肉処理場を利用することで、安定的な畜産経営を続けている。

そのような中、東京都は「八王子食肉処理場は、T O K Y O Xを初めとする肉及び乳廃用牛の出荷先として、都内畜産農家にとって重要な施設である。」として「都内畜産農家経営の安定を図るため、八王子食肉処理場協同組合による処理場運営の支援及び新たな食肉処理場の整備について検討する。」ことを目的として、畜産農家を有する19市町と関係団体から成る八王子食肉処理場運営協議会を設置して、平成15年から検討をしているが結論に達していない状況である。

一方で、八王子食肉処理場は、施設等を八王子市が賃貸しており、平成24年3月で満了となるが、万一、八王子食肉処理場が運営されなくなると、都内の零細畜産農家は経営存続の危機となる。

このことから、東京都の責務として、八王子食肉処理場運営協議会へ、都民のための食肉処理場の整備を早急に検討するよう強く求める。

- 1 東京都の推奨で経営しているT O K Y O Xを守るとともに多摩地区の畜産農家の保護のため、八王子食肉処理場の継続的運営を求めること。
- 2 都立芝浦屠場に投入している予算のうち、東京都産家畜の取り扱い割合に応じた額を、八王子食肉処理場の整備に割り当てること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月20日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

東京都知事 様